

令和6年7月7日執行 岩手町議会議員選挙

# 選挙運動の公費負担の手引き

(自動車、ポスター及びビラ)

この手引は、岩手町議会議員選挙において、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成並びに選挙運動用ビラの作成に係る経費の公費負担を受ける場合の手続について記述したものです。

岩手町選挙管理委員会



## 目 次

1	公費負担制度とは	2
2	公費負担の種類	2
3	対象となる候補者	2
4	公費負担の限度額	3
	(1) 選挙運動用の自動車の使用	
	(2) 選挙運動用のポスターの作成	
	(3) 選挙運動用のビラの作成	
5	諸手続	5
	【1】 契約締結と契約届出	5
	【2】 確認申請	5
	【3】 使用（作成）証明書の交付	6
	【4】 費用の請求・諸手続き	6
	① 選挙運動用自動車の使用（ハイヤー・タクシー）の諸手続について	8
	② 選挙運動用自動車の借入（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	10
	③ 選挙運動用自動車の燃料代（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	12
	④ 選挙運動用自動車の運転手（ハイヤー・タクシー以外）の諸手続について	14
	⑤ 選挙運動用ビラの作成の諸手続について	16
	⑥ 選挙運動用ポスターの作成の諸手続について	18
≪参考資料≫		
	選挙運動費用の公費負担制度Q & A	20
	選挙公営関係書類一覧	31
	(1) 契約届出書（様式第1号～第3号）	32
	(2) 認申請書（様式第4号～第6号）	35
	(3) 証明書（様式第10号～第14号）	38
	(4) 請求書（様式第15号～第19号）	45
	(5) 契約書参考例	53

# 1 公費負担制度

資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動の機会均等を図ることを目的に、一定の金額を限度として、国や市町村が候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

これまで都道府県と市の選挙には適用されていましたが、令和2年の公職選挙法の改正により、町村の選挙にも制度が拡大されました。

町長及び議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ビラの作成」及び「選挙運動用ポスターの作成」の各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

## 2 公費負担の種類

選挙運動費用に関する公費負担制度については、岩手町の条例及び公職選挙法で上限額等の基準が定められています。公費負担の対象となるものは以下の3つです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用のビラの作成
- (3) 選挙運動用のポスターの作成

これらのほか、選挙運動用の通常葉書が指定郵便局から交付されます。

## 3 対象となる候補者

町が公費負担する候補者は、供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、すべて自己負担となります。

### 供託物没収点

議会議員選挙	$\text{有効投票総数} \div \text{議員定数}^* (14 \text{ 人}) \times 1/10$
--------	---

※議員定数…岩手町議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩手町条例第17号）第1条第1項

最大で1日あたりの限度額×5日（選挙運動期間）を公費負担します。選挙が無投票となった場合は、告示日の1日分が対象となります。

## 4 公費負担の限度額

### (1) 選挙運動用自動車の使用

区分	公費負担の対象	公費負担の限度額	備考		
選挙運動用自動車の使用	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(1日について1台に限る)	1日 64,500円×5日 = 322,500円	1の契約と2の契約は選択	
	2 1に掲げる契約以外の契約の場合	① 自動車の借入れ契約(レンタル、個人、会社等からの借上げ)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計額(1日について1台に限る)		1日 16,100円×5日 = 80,500円
		② 燃料の供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金		1日 7,700円×5日 = 38,500円
		③ 運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計額(1日について1人に限る)		1日 12,500円×5日 = 62,500円

※ 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約(ハイヤー、タクシーの借上げ)とは、道路運送法第3条第1項ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と燃料及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。燃料代及び運転手雇用の公費負担制度を併用することはできません。

### (2) 選挙運動用ポスターの作成

公費負担額	単価の上限①	枚数の上限②
(実際の作成単価と単価の上限①を比べ少ない方の額) × (実際の作成枚数と枚数の上限②を比べ少ない方の枚数)	<b>2,482円</b> ※1	<b>163枚</b> ※2

※1  $\frac{541円31銭 \times 163箇所(ポスター掲示場数) + 316,250円}{163箇所(ポスター掲示場数)} = 2,482円$  (端数切上)

※2 委員会の定める選挙運動用ポスターの掲示場の数163箇所と同数

**【例1】選挙運動用ポスター200枚の作成を600,000円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $600,000円 \div 200枚 = 3,000円$ になります。この場合は、作成単価が上限を超え、作成枚数も上限を超えているため、 $2,482円 \times 163枚 = \underline{404,566円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分195,434円は候補者の負担になります。

**【例2】選挙運動用ポスター200枚の作成を300,000円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $300,000円 \div 200枚 = 1,500円$ になります。この場合は、作成単価は上限以下ですが、作成枚数が上限を超えているため、 $1,500円 \times 163枚 = \underline{224,500円}$  が公費負担の対象となります。残りの37枚分55,500円は候補者の負担になります。

**(3) 選挙運動用ビラの作成**

公費負担の対象	単価の上限①	枚数の上限②
(実際の作成単価と単価の上限①を比べ少ない方の額) × (実際の作成枚数と枚数の上限②を比べ少ない方の枚数)	<u>7円73銭</u>	<u>1,600枚</u>

**【例1】町議会議員選挙運動用ビラ2,000枚の作成を13,200円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $13,200円 \div 2,000枚 = 6円60銭$ になります。この場合、作成単価は上限以下となっていますが作成枚数が上限を超えているため、 $6円60銭 \times 1,600枚 = \underline{10,560円}$  が公費負担の対象となり、この額を超える分の2,640円は、候補者の負担になります。

**【例2】町議会議員選挙運動用ビラ1,000枚の作成を8,200円で契約した場合**

- ・ 1枚当たりの作成単価は、 $8,200円 \div 1,000枚 = 8円20銭$ になります。この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価が上限を超えているため、 $7円73銭 \times 1,000枚 = \underline{7,730円}$  が公費負担の対象となります。この額を超える分470円は候補者の負担になります。

## ■ 諸手続

### 【1】 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- (1) 届出先 ・ 岩手町選挙管理委員会
- (2) 届出期日 ・ 契約が立候補届出の前の場合・・・・・・・・立候補届出の時  
・ 契約が立候補届出の後の場合・・・・・・・・契約締結後直ちに
- (3) 添付書類 ・ 各業者等との契約書の写し

#### ◆注意

添付する契約書等の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しとは限りませんが、有償契約である以上、契約の内容において候補者の申込等の意思と当該契約の相手方である業者等（以下「業者等」という。）の承諾の意思及び契約の当事者、契約期間（借入期間、雇用期間等）、契約数（燃料供給量、印刷枚数等）並びに契約金額等が明らかにされている書面の写しでなければなりません。

契約の相手方が生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

### 【2】 確認申請

下記(1)については、公費負担の適用を受けようとする場合、確認申請が必要です。

#### (1) 確認申請が必要なもの

- ・ 選挙運動用自動車の燃料代 … 金額の制限範囲内であることの確認
- ・ 選挙運動用ポスターの作成 … 作成限度枚数（掲示場数）の確認
- ・ 選挙運動用ビラの作成 … 作成限度枚数の確認

#### (2) 確認申請の方法

- ・ 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- ・ 確認申請書には、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ・ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

#### (3) 確認申請書の提出先

岩手町選挙管理委員会

#### (4) 確認書の交付

- ・ 申請に基づき選挙管理委員会から確認書を交付します。
- ・ 交付を受けた確認書は直ちに業者に提出してください。
- ・ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際、請求書への添付が必要です。

### 【3】使用（作成）証明書の交付

上記【1】の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに「使用(作成)証明書」を作成し、契約業者等に交付（1部）しなければなりません。

なお、この「使用（作成）証明書」は、契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

### 【4】費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、岩手町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

#### (1) 請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合(ハイヤー・タクシー)	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ②請求内訳書【様式第15号 別紙1】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】
	上記以外の契約 自動車の借入れ	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ②請求内訳書【様式第15号 別紙2】 ③選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】
	燃料代	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第16号】 給油伝票添付（給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量及び給油金額がわかるもの） ②請求内訳書【様式第16号 別紙】 ③選挙運動用自動車使用証明書【様式第11号（燃料）】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】
	運転手の報酬	①請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第17号】 ②請求内訳書【様式第17号 別紙】 ③選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第12号】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第17号】 ②請求内訳書【様式第17号 別紙】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】
選挙運動用ビラの作成		①請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第18号】 ②請求内訳書【様式第18号 別紙】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】



(2) 請求書を提出する際の注意事項

- ・ 支払方法は口座振込みで行いますので、振込先は正確に記入してください。
- ・ 請求書に誤りがある場合、再度提出していただく場合がありますので、ご注意ください。

(3) 請求書の提出先

岩手町選挙管理委員会事務局

住所 〒028-4307 岩手県岩手郡岩手町大字五日市第10地割44番地

TEL 0195-62-2111

(4) 請求書の宛先

岩手町長 佐々木光司

## 費用の請求・諸手続き①

### 選挙運動自動車の使用（ハイヤー・タクシー）

（一般常用旅客自動車運送業者との契約による場合）

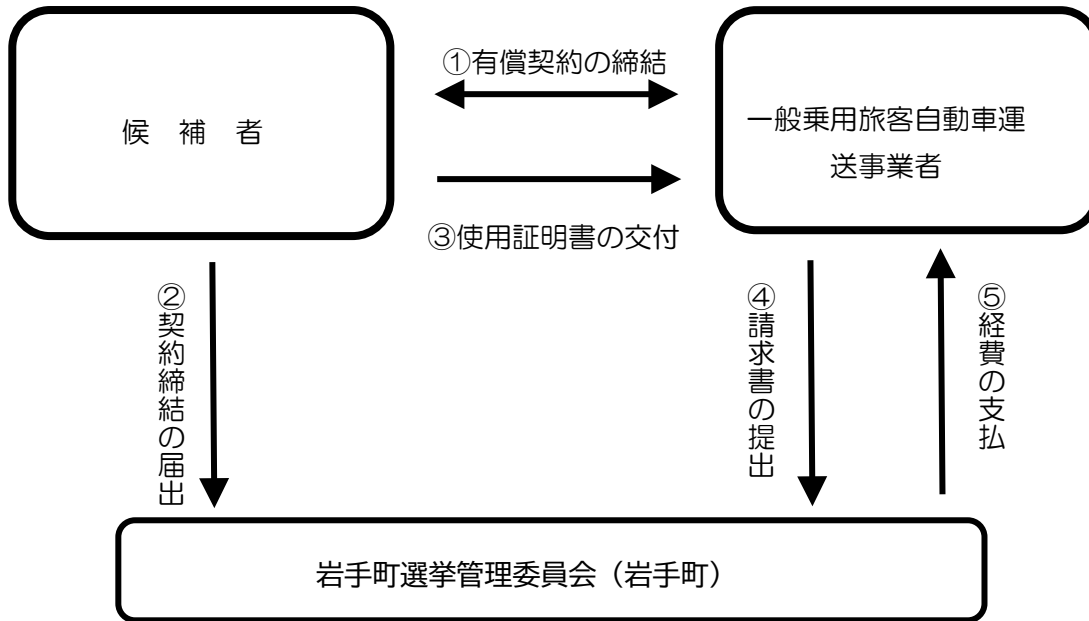
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が 立候補届出後 の場合は、契 約締結後直ち に届出する。	候補者	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】  ○添付書類 ・ 契約書の写し
契約の履行後	運送 事業者	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ・ 請求内訳書【様式第15号 別紙1】  ○添付書類 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】

## 選挙運動用自動車の使用

(一般乗用旅客自動車運送事業者との契約)

※ハイヤー・タクシーの借上



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運送事業者間)	契約書(選挙運動用自動車運送)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (運送事業者⇒岩手町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙1】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (岩手町⇒運送事業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運送事業者は岩手町へ④の請求をすることはできません。

2 岩手町に対する上記の請求は、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

## 費用の請求・諸手続き②

### 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

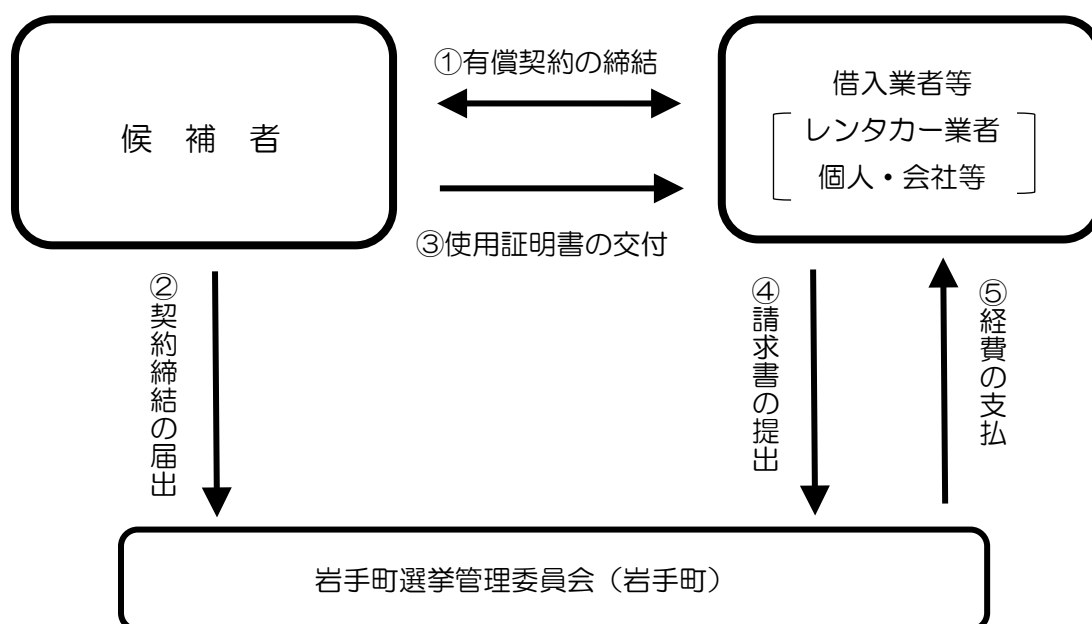
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の自動車の借入れ）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が 立候補届出後 の場合は、契 約締結後直ち に届出する。	候補者	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】  ○ 添付書類 ・ 契約書の写し
契約の履行後	借入業者 等	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第15号】 ・ 請求内訳書【様式第15号 別紙1】  ○ 添付書類 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）【様式第10号】

## 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車運送契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書(自動車) 【様式第10号】	
④	請求書の提出 (借入業者等⇒岩手町)	請求書(選挙運動用自動車の使用)【様式第15号】 請求内訳書【様式第15号 別紙2】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (岩手町⇒借入業者等)		

- 注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、借入業者等は岩手町へ④の請求をすることはできません。
- 2 岩手町に対する上記の請求は、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

費用の請求・諸手続き③

選挙運動用自動車の使用（燃料代）

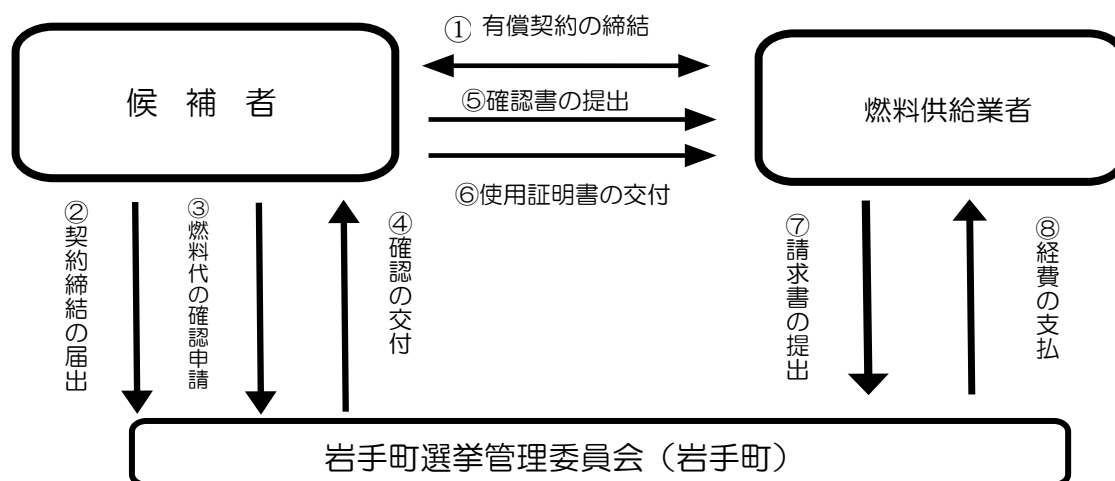
（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の燃料代）

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が立候補届出後の場合は、契約締結後直ちに届出する。	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の写し</li> </ul> </li> </ul>
給油後 ※ 選挙運動期間中の給油分をまとめて申請することができます。	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車燃料代確認申請書【様式第4号】</li> </ul>
契約の履行後	燃料供給業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第16号】</li> <li>・ 請求内訳書【様式第16号 別紙】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】</li> <li>・ 選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第11号】</li> <li>・ 給油伝票の写し</li> </ul> </li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     ①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要                 </div>

## 選挙運動用自動車の使用（燃料代）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車の燃料供給契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第4号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第7号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	④の確認書	
⑥	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第11号】	給油伝票の写し
⑦	請求書の提出 (燃料供給業者⇒岩手町)	請求書(選挙運動用自動車の燃料代) 【様式第16号】 請求内訳書【様式第16号 別紙】	④の確認書 ⑥の使用証明書 給油伝票の写し
⑧	経費の支払 (岩手町⇒燃料供給業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、燃料供給業者は岩手町へ⑦の請求をすることはできません。

2 岩手町に対する上記の請求については、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

## 費用の請求・諸手続き④

### 選挙運動用自動車の使用（運転手）

（一般乗用旅客自動車運送事業者との契約以外の場合の運転手の報酬）

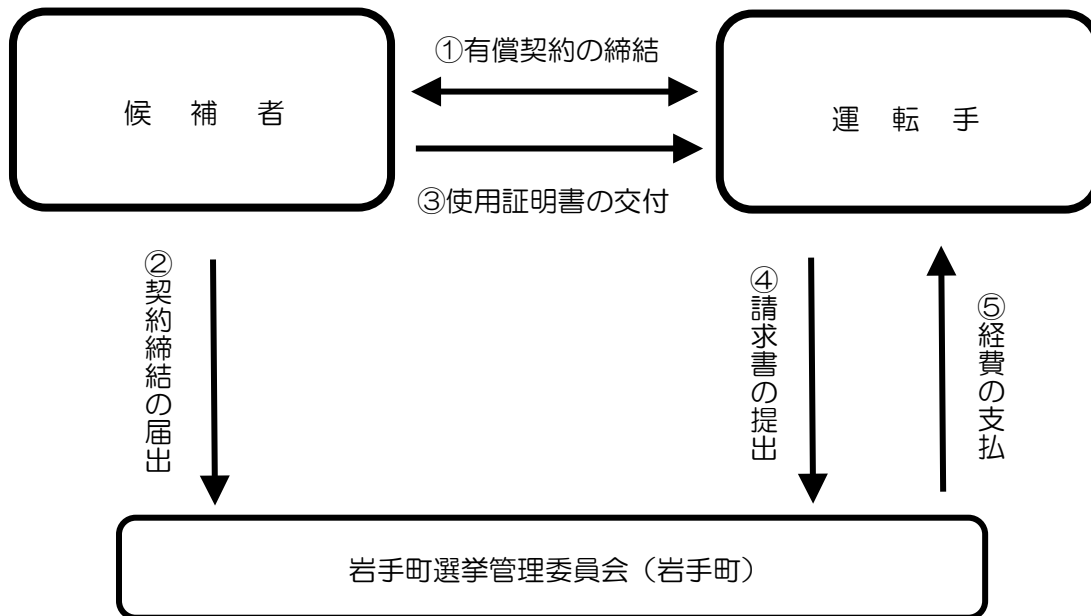
□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が 立候補届出後 の場合は、契 約締結後直ち に届出する。	候補者	・ 選挙運動用自動車の使用の契約届出書【様式第1号】  ○添付書類 ・ 契約書の写し
契約の履行後	運転手	・ 請求書（選挙運動用自動車の使用）【様式第17号】 ・ 請求内訳書【様式第17号 別紙】  ○添付書類 ・ 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）【様式第12号】



## 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

※個別契約



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者と運転手の雇用者)	選挙運動用自動車の運転手の雇用契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号】	①の契約書写し
③	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書(運転手) 【様式第12号】	
④	請求書の提出 (運転手⇒岩手町)	請求書(選挙運動用自動車の運転手) 【様式第17号】 請求内訳書【様式第17号 別紙】	③の使用証明書
⑤	経費の支払 (岩手町⇒運転手)		

- 注意) 1 供託物が没収される候補者の経費について、運転手は岩手町へ④の請求をすることはできません。
- 2 岩手町に対する上記の請求については、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

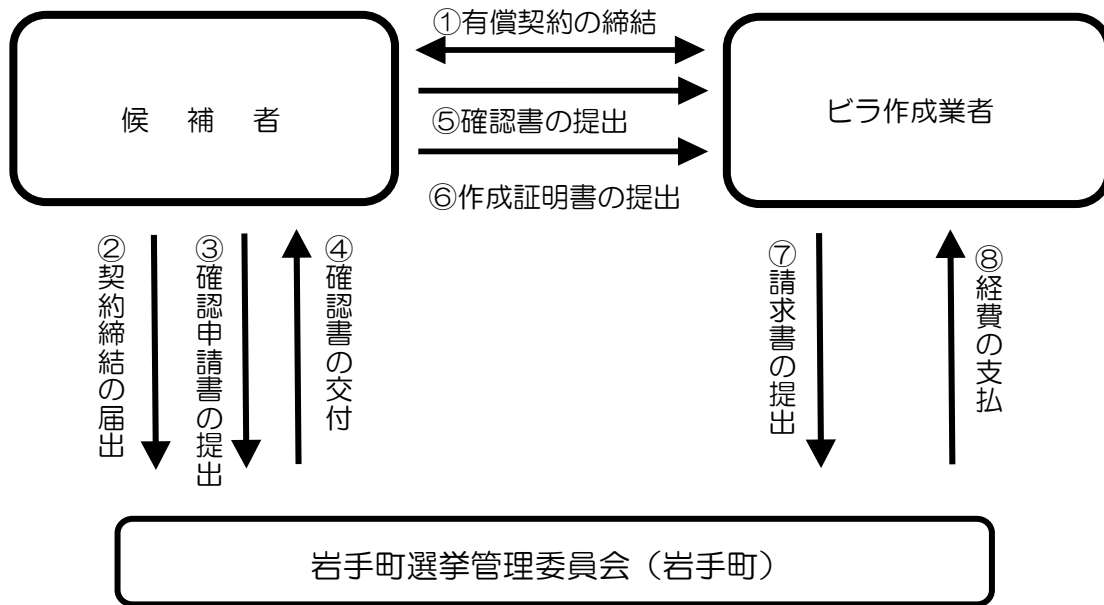
費用の請求・諸手続き⑤

## 選挙運動用ビラの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が立候補届出後の場合は、契約締結後直ちに届出する。	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の写し</li> </ul> </li> </ul>
ビラ納品後	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書【様式第5号】</li> </ul>
契約の履行後	ビラ作成業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（選挙運動用ビラの作成）【様式第18号】</li> <li>・ 請求内訳書【様式第18号 別紙】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】</li> <li>・ 選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】</li> </ul> </li> </ul>

## 選挙運動用ビラの作成



### 作成枚数の確認申請

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書【様式第2号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第5号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第8号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ビラ作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書【様式第13号】	
⑦	請求書の提出 (ビラ作成業者⇒岩手町)	請求書(選挙運動用ビラの作成)【様式第18号】 請求内訳書【様式第18号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (岩手町⇒ビラ作成業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は岩手町へ⑦の請求をすることはできません。

2 岩手町に対する上記の請求については、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

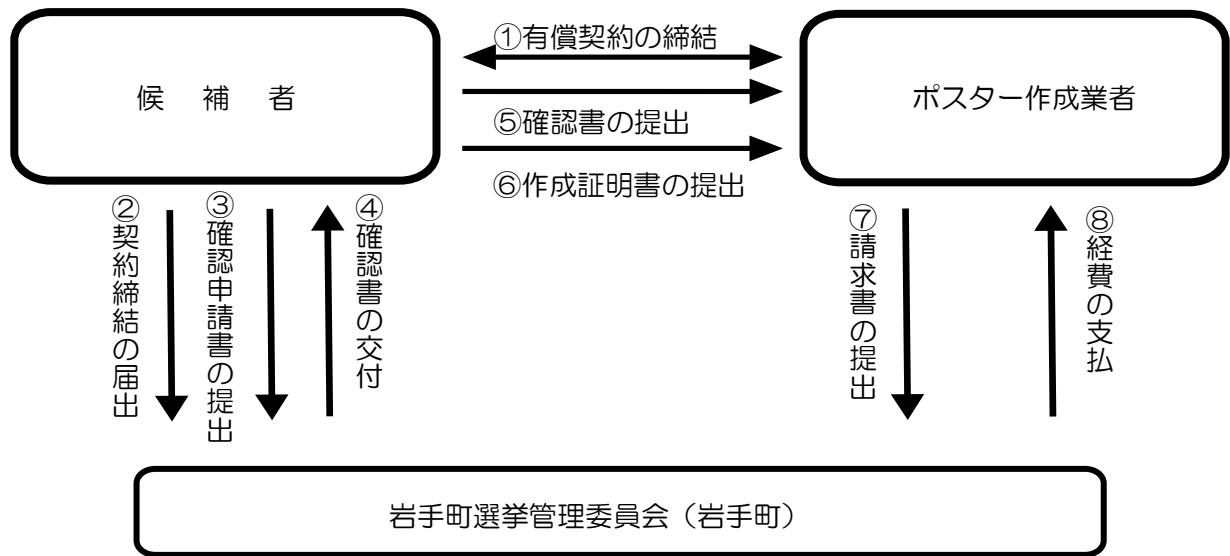
費用の請求・諸手続き⑥

選挙運動用ポスターの作成

□選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	提出者	提出する様式
立候補届出時 ※ 契約締結が立候補届出後の場合は、契約締結後直ちに届出する。	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ポスター作成契約届出書【様式第3号】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書の写し</li> </ul> </li> </ul>
ポスター納品後	候補者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書【様式第6号】</li> </ul>
契約の履行後	ポスター作成業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求書（選挙運動用ポスターの作成）【様式第19号】</li> <li>・ 請求内訳書【様式第19号 別紙】</li> <li>○添付書類                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第9号】</li> <li>・ 選挙運動用ポスター作成証明書【様式第14号】</li> </ul> </li> </ul>

## 選挙運動用ポスターの作成



### 作成枚数の確認申請

順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
①	有償契約の締結 (候補者とポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書 (契約に関する書面)	
②	①の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスターの作成契約届出書 【様式第3号】	①の契約書写し 仕様が記載された書面
③	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第6号】	
④	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第9号】	
⑤	確認書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	④の確認書	
⑥	作成証明書の提出 (候補者⇒ポスター作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第14号】	
⑦	請求書の提出 (ポスター作成業者⇒岩手町)	請求書(選挙運動用ポスターの作成) 【様式第19号】 請求内訳書【様式第19号 別紙】	④の確認書 ⑥の作成証明書
⑧	経費の支払 (岩手町⇒ポスター作成業者)		

注意) 1 供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は岩手町へ⑦の請求をすることはできません。

2 岩手町に対する上記の請求については、岩手町選挙管理委員会で受け付けます。

## 町長・町議会議員選挙における 選挙運動費用の公費負担制度Q&A

### 1 共通

- Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。
- Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。
- Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。
- Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか

### 2 自動車の借入

- Q5 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか。
- Q6 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか。
- Q7 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。
- Q8 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。
- Q9 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。
- Q10 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。
- Q11 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。
- Q12 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。
- Q13 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車の借入をする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。
- Q14 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。
- Q15 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点は。

### 3 燃料の供給

- Q16 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。
- Q17 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。
- Q18 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。
- Q19 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

### 4 運転手の運用

- Q20 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。
- Q21 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。
- Q22 選挙運動期間中複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。
- Q23 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。
- Q24 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

### 5 選挙運動用ポスターの作成

- Q25 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか
- Q26 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。
- Q27 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常はがきも一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。
- Q28 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。
- Q29 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

### 6 選挙運動用ビラの作成

- Q30 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。
- Q31 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか。
- Q32 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。
- Q33 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。
- Q34 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送にあたって、注意すべき点はありますか。
- Q35 選挙運動用通常葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが可能ですか。
- Q36 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用について、公費負担が受けられますか。

## 1 共通

**Q1 契約の締結にあたって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題がありますか。**

A1 条例はあくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は契約当事者の合意により定められるものです。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について選挙人に説明できるよう適正な契約を行ってください。

**Q2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。**

A2 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。

実際に要した費用が上限を超えている場合は上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は実際に要した費用を公費負担します。

**Q3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後すぐに行うべきですか。**

A3 それぞれの契約履行後に行ってください。

使用（作成）証明書は、いずれも実際に基づき使用（作成）するものなので、契約履行後直ちに作成し、契約業者に交付することになります。

**Q4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となるのですか**

A4 町に提出された公費負担に係る関係書類は、全て情報公開の対象となります。  
(印影など一部非公開部分あり)



## 2 自動車の借入

**Q5 公費負担の対象となるのは、どんな自動車ですか。**

A5 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした車両となります。候補者1人につき1台となります。

**Q6 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか？この場合、2台とも公費負担対象になりますか。**

A6 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分となります。  
なお、選挙運動用自動車として利用できる車両は、候補者1人につき1台に限られます。

**Q7 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。**

A7 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみとなります。

**Q8 レンタカー業者が選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。**

A8 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は、対象になりません。

車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。

契約書に記載できない場合は、見積書の契約内容の内訳明細書が必要になります。

**Q9 選挙運動期間前から借り入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担請求することができますか。**

A9 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間となります。  
したがって、選挙運動期間前の借入代金は公費負担の対象外となるため、請求できません。  
※ 無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。

**Q10 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入をする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。**

A10 選挙運動用自動車の借入に関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。公費負担の対象期間は選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

**Q11 月極契約により選挙運動用自動車を借り入れた場合、公費負担請求の対象になる金額を教えてください。**

A11 自動車借入に対する公費負担制度については、1日当たりの借入金額に対し公費を負担する制度になっていますので、契約にあたっては1日当たりの借入金額を当事者間で明確にして契約する必要があります。

また、レンタカー業者と月極契約を行う場合については、各業者が国土交通省に届出している料金体系に基づき、契約することになります。

しかし、「1か月で〇〇万円」といったように、1日当たりの借入金額を設定せずに契約している場合には、契約金額を契約日数で除して算出した1日当たりの金額（16,100円を超える場合は、16,100円）に、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として使用した日数を乗じた金額が対象となります。

**Q12 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。**

A12 公費負担の制度上自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合を除く。）からの借入  
※ 親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族をいいます。

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

**Q13 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車の借入をする場合、どのくらいの価格で契約をすればいいのですか。**

A13 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものとなります。しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度となりますので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

**Q14 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば公費負担の請求をすることができますか。**

A14 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。

**Q15 選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって注意すべき点は。**

A15 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

### 3 燃料の供給

**Q16 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。**

A16 選挙運動期間中選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

**Q17 選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。**

A17 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

**Q18 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。**

A18 請求できます。ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

**Q19 燃料補給は選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。**

A19 公費負担請求時には、給油伝票の写しを添付していただきますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要となります。

## 4 運転手の運用

Q20 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A20 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は公費負担の対象になりません。

Q21 選挙運動期間以外の期間も含めて運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A21 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となります。選挙運動期間以外の運転は、対象となりません。

Q22 選挙運動期間中複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

A22 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人となります。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q23 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A23 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は、公費負担の対象になりません。

Q24 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A24 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は、公費負担の対象となりません。

## 5 選挙運動用ポスターの作成

**Q25 公費負担の対象となる選挙運動用ポスターとは、どのようなポスターですか**

A25 公職選挙法第143条第1項第5号に規定する「ポスター掲示場に掲示するポスター」が公費負担の対象となります。

**Q26 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。**

A26 ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して選挙運動用ポスターを作成した場合その作成に要した費用は、全て公費負担の対象となります。（金額、作成枚数に上限があります。）  
例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費等が考えられます。

**Q27 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常はがきも一括で印刷してもらった場合、合わせて公費負担の対象となりますか。**

A27 選挙運動用ポスターのみが、公費負担の対象となります。選挙運動用通常はがきの印刷費用は、対象となりません。

**Q28 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用のポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。**

A28 例えば、同様のデザインでポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合契約当事者間において合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要となります。  
なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

**Q29 ポスター作成費用の契約金額が「限度枚数×限度単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。**

A29 全額を公費負担できない場合があります。

「限度枚数」×「限度単価」で求められる金額が公費負担の限度額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」のそれぞれに限度が定められています。

公費負担額の計算は、限度枚数、限度単価を実際の契約枚数、契約単価と比較して低い方を掛け合わせたものになります。

(例) 当該選挙におけるポスター掲示場の数が163か所の場合

- ア 条例の限度枚数 163枚
- イ 条例の限度単価 2,482円
- ウ 実際の作成枚数 170枚
- エ 実際の作成単価 1,500円

計算方法

- ・ (公費負担の対象枚数) ⇒ 枚数について、条例の限度と実際の枚数を比較。  
ア又はウの少ない方 ⇒ 163枚 (A)

【正しい計算方法】

- ・ (公費負担の対象単価) ⇒ 単価について、条例の限度と実際の単価を比較。  
イ又はエの少ない方 ⇒ 1,500円 (B)
- ・ (公費負担額) ⇒ 枚数、単価のそれぞれ低いもの同士を掛け合わせる。

(A) (B)

163枚×1,500円=244,500円 (正しい請求金額)

【誤った計算方法】

「限度枚数 (163枚) × 限度単価 (2,482円)」で算出される額『404,566円』を限度額と誤解し、それ以下となる実際の作成枚数 (ウ) と実際の作成単価 (エ) を掛け合わせて算出した。

(ウ) (エ)

170枚×1,500円=255,000円 (誤った請求金額)

## 6 選挙運動用ビラの作成

Q30 公費負担の対象となる選挙運動用ビラは、どのようなビラですか。

A30 公職選挙法第142条に規定する「ビラ」が公費負担の対象となります。

Q31 選挙運動用ビラには、規格など制約がありますか。

- A31
- ・枚数・・・町議会議員選挙1,600枚以内
  - ・種類・・・2種類以内
  - ・規格・・・長さ29.7cm×幅21cm（A4版）両面印刷が可能
  - ・記載内容・・・特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載しなければなりません。
  - ・証紙の貼付・・・頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q32 選挙運動用ビラの頒布は、どのような方法で行うことができますか。

- A32 次の場所において頒布することができます。
- ・新聞折込みによる頒布
  - ・候補者の選挙事務所内における頒布
  - ・個人演説会の会場内における頒布
  - ・街頭演説の場所における頒布

Q33 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費は、どのように請求すればよいですか。

- A33 例えば、双方の作成枚数を用いてデザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。

## < 7 選挙運動用通常葉書の交付・郵送 >

Q34 選挙運動用通常葉書の交付又は郵送にあたって、注意すべき点がありますか。

A34 候補者は、選挙運動のために選挙運動用通常葉書を無料で頒布することができます。

選挙運動用通常葉書を使用できる枚数は、町議会議員選挙の場合800枚までと定められています。

選挙運動用通常葉書の交付は、盛岡中央郵便局で専用葉書の交付を受ける方法又は手持ちの通常葉書（私製を含む）に盛岡中央郵便局で選挙用の表示を受けて選挙郵便物にあてる方法があります。ただし、通常葉書を購入した場合、その代金は候補者の負担となります。

差し出す場合は直接ポストに入れなくて、必ず「選挙運動用通常葉書差出票」を添えて盛岡中央郵便局の窓口へ差し出してください。郵便ポストに入れても配達されません。

不明な場合は、岩手町選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

Q35 選挙運動用通常葉書を路上で選挙人に手渡ししようと思いますが可能ですか。

A35 通常葉書の頒布は、郵送に限られています。郵便局の窓口から発送してください。

通常葉書を路上等で手渡しすることは、公職選挙法により禁止されています。

Q36 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用について、公費負担が受けられますか。

A36 選挙運動用通常葉書の作成に要する費用は国政選挙に限り公費負担の対象となっていますが、町長・町議会議員選挙においては公費負担の対象外となります。



## 関係書類一覧

### ○契約届出書（候補者→町選管）

- 様式第1号 選挙運動用自動車の使用の契約届出書
- 様式第2号 選挙運動用ビラ作成契約届出書
- 様式第3号 選挙運動用ポスター作成契約届出書

### ○確認申請書（候補者→町選管）

- 様式第4号 選挙運動用自動車燃料代確認申請書
- 様式第5号 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書
- 様式第6号 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

### ○確認書（町→候補者→業者等→町）

- 様式第7号 選挙運動用自動車燃料代確認書
- 様式第8号 選挙運動用ビラ作成枚数確認書
- 様式第9号 選挙運動用ポスター作成枚数確認書

#### 確認書について

候補者からの確認申請書の提出を受け、選挙管理委員会から候補者に交付します。

### ○証明書（候補者→業者等→町）

- 様式第10号 選挙運動用自動車使用証明書（自動車）
- 様式第11号 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）
- 様式第12号 選挙運動用自動車使用証明書（運転手）
- 様式第13号 選挙運動用ビラ作成証明書
- 様式第14号 選挙運動用ポスター作成証明書

### ○請求書（業者等→町）

- 様式第15号 請求書（選挙運動用自動車の使用）
- 様式第16号 請求書（選挙運動用自動車の燃料代）
- 様式第17号 請求書（選挙運動用自動車の運転手）
- 様式第18号 請求書（選挙運動用ビラの作成）
- 様式第19号 請求書（選挙運動用ポスターの作成）

### ○契約書の参考例（候補者（写し）→町）

- 参考様式1 一般運送契約書
- 参考様式2 自動車賃貸借契約書
- 参考様式3 選挙運動用自動車燃料供給契約書
- 参考様式4 選挙運動用自動車の運転手雇用契約書
- 参考様式5 選挙運動用ビラ作成契約書
- 参考様式6 選挙運動用ポスター作成契約書

#### 約書参考例について

契約内容は当事者の責任であり、お示した書式は参考としてください。

契約書の記載内容は、主として選挙運動公費負担制度に関する項目例を中心に記載しています。

実際の契約においては、契約不履行の場合等契約一般に規定される項目についても、別途当事者間で具体的に定めておくのが望ましいと思われます。

なお、契約は告示日前でも可能です。

様式第1号（第2条関係）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年〇月〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年 月 日			円	
年 月 日			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

項目 区分	契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
			借入期間等	契約金額	
自動車の借入	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 株式会社△△レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日 ~〇月〇日	〇〇〇〇〇円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 〇〇 〇〇	令和〇年〇月〇日 ~〇月〇日	〇〇〇〇〇円	
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	
燃料代	令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 株式会社△△燃料店 代表取締役 〇〇〇〇	令和〇年〇月〇日 ~〇月〇日	〇〇〇〇〇円 (見込)	契約単価 〇〇〇円
	年 月 日			円	
	年 月 日			円	

備考


- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入」にあっては借入期間を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を、「燃料代」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記入してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。）

様式第2号（第2条関係）

選挙運動用ビラ作成契約届出書

令和〇年〇月〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 

次のとおり選挙運動用ビラの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契 約 内 容		備 考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	〇〇〇〇枚	〇〇,〇〇〇円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第3号（第2条関係）

選挙運動用ポスター作成契約届出書

令和〇年〇月〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり選挙運動用ポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇	〇〇〇〇枚	〇〇,〇〇〇円	
年 月 日		枚	円	
年 月 日		枚	円	

備考 この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

様式第4号（第3条関係）

## 選挙運動用自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇月〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次の選挙運動用自動車燃料代につき、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和〇年〇月〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 株式会社△△燃料店 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号  
岩手〇〇〇 あ ××-××
- 4 確認申請金額 〇〇〇〇〇 円

区 分	購入金額	左のうち確認済み 又は確認申請金額
前回までの累積金額 (a)	(なければ0円) 0円	(なければ0円) 0円
今回の購入金額 (b)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
燃料代計 (a) + (b)	〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から岩手町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、様式第1号「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。

様式第5号（第3条関係）

## 選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

令和 〇年 〇月 〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 印

次の選挙運動用ビラ作成枚数につき、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 〇〇〇〇〇 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	(なければ0枚) 0枚	(なければ0枚) 0枚
今回の枚数 (b)	〇〇〇〇〇枚	〇〇〇〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇〇〇〇〇枚	〇〇〇〇〇枚
備 考		

## 備考

- この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から岩手町選挙管理委員会に提出してください。
- この申請書は、選挙運動用ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第6号（第3条関係）

## 選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

令和 〇年 〇月 〇日

岩手町選挙管理委員会委員長 様

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次の選挙運動用ポスター作成枚数につき、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

- 1 契約年月日 令和 〇年 〇月 〇日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
- 3 確認申請枚数 〇〇〇〇〇 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済み 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (a)	(なければ0枚) 0枚	(なければ0枚) 0枚
今回の枚数 (b)	〇〇〇〇〇枚	〇〇〇〇〇枚
枚数計 (a) + (b)	〇〇〇〇〇枚	〇〇〇〇〇枚
備 考		

## 備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から岩手町選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。

様式第10号（第5条関係）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

令和〇年〇月〇日

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

運送等契約区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	2 左に掲げる場合以外の場合
運送事業者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 株式会社△△レンタカー 代表取締役 〇〇〇〇	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	岩手〇〇〇 あ ××-××	
運送等年月日	運送等金額	備 考
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円	
年 月 日	円	
年 月 日	円	

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が岩手町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、岩手町に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。
  - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 64,500円
  - (2) (1)以外の場合 15,800円



様式第11号（第5条関係）

## 選挙運動用自動車使用証明書（燃料）

令和〇年〇月〇日

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

燃料供給業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇 株式会社△△燃料店 代表取締役 〇〇 〇〇		
燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	岩手〇〇〇 あ ××-××		
燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇ℓ	〇〇〇〇円	
年 月 日	ℓ	円	

## 備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、候補者から給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が岩手町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを様式第16号「請求書（選挙運動用自動車の燃料代）」に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、岩手町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された様式第7号「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された金額までです。
- 公費の対象となる燃料代は、選挙運動期間内（告示の日から投票日前日まで、又は無投票が確定した日まで）に、この証明書に記載された選挙運動用自動車に供給したものに限られます。

選挙運動用自動車使用証明書（運転手）

令和〇年〇月〇日

令和6年7月7日執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

運転手の氏名及び住所	住所	〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇	
	氏名	〇〇 〇〇	
雇用年月日	報酬の額	備 考	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円		
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円		
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円		
令和〇年〇月〇日	〇〇〇〇円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		
年 月 日	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が岩手町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、岩手町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日を通じて12,500円までです。
- 同一の日において2人以上の選挙運動用自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 候補者の指定した運転手以外の運転手は、岩手町に支払を請求することはできません。

様式第 13 号（第 5 条関係）

## 選挙運動用ビラ作成証明書

令和〇年〇月〇日

令和 6 年 7 月 7 日執行岩手町議会議員選挙  
 候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり選挙運動用ビラを作成したものであることを証明します。

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	〇〇〇〇枚
作成金額	〇〇〇〇〇円
備考	

## 備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が岩手町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、岩手町に支払を請求することはできません。
- 4 一人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。
  - (1) 町長選挙 枚数 5,000 枚、町議会議員選挙 枚数 1,600 枚
  - (2) 限度額 7 円 73 銭（単価）×(1)の枚数＝限度額

様式第 14 号（第 5 条関係）

## 選挙運動用ポスター作成証明書

令和〇年〇月〇日

令和 6 年 7 月 7 日 執行岩手町議会議員選挙  
候補者氏名 岩手 太郎 ㊟

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇 株式会社〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇
作成枚数	〇〇〇〇〇枚
作成金額	〇〇〇〇〇円
ポスター掲示場数	163箇所

## 備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、候補者がポスター作成業者ごとに別々に作成し、ポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が岩手町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、岩手町に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

- 枚数 ポスター掲示場数
- 限度額 単価×ポスター掲示場の数

$$\text{単価} = \frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$

様式第 15 号（第 6 条関係）

請 求 書  
 （選挙運動用自動車の使用）

令和〇年〇月〇日

岩手町長 様

住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇  
 名 称 株式会社△△△レンタカー  
 代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

選挙運動用自動車の使用における公費について、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額                〇〇〇,〇〇〇円  
 2 内            訳      別紙請求内訳書のとおり  
 3 選      挙      名      令和6年7月7日執行 岩手町議会議員選挙  
 4 候 補 者 の 氏 名      岩手 太郎

5 振込先

金融機関名	銀行 ××× 農 協 労働金庫	本・支店(所)名	△△△支店
口座種別	普通 当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カブシキカイシャ△△△レンタカー ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社△△△レンタカー 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- この請求書は、候補者から受領した様式第 10 号「選挙運動用自動車使用証明書（自動車）」を添えて、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、岩手町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

使用年月日	運送金額(ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和〇年〇月〇日	〇〇〇円×1台=〇〇〇円	64,500円×1台= 64,500円	〇〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇円×1台=〇〇〇円	64,500円×1台= 64,500円	〇〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇円×1台=〇〇〇円	64,500円×1台= 64,500円	〇〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇円×1台=〇〇〇円	64,500円×1台= 64,500円	〇〇〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇〇円×1台=〇〇〇円	64,500円×1台= 64,500円	〇〇〇〇〇円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
年 月 日	円×1台= 円	64,500円×1台= 64,500円	円	
計			〇〇〇〇〇円	

備考

「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 16 号（第 6 条関係）

請 求 書  
（選挙運動用自動車の燃料代）

令和〇年〇月〇日

岩手町長 様

住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇  
氏名（名称） 株式会社〇〇〇燃料店  
代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

（法人にあつては、その代表者の氏名も記入する）

選挙運動用自動車の燃料代における公費について、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額           〇〇,〇〇〇円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和6年7月7日執行 岩手町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 岩手 太郎
- 5 振込先

金融機関名	銀行 ××× 農 協 労働金庫	本・支店(所)名	△△△支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇ネンリョウテン ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇〇燃料店 代表取締役 〇〇 〇〇		

## 備考

- この請求書は、候補者から受領した様式第7号「選挙運動用自動車燃料代確認書」及び様式第11号「選挙運動用自動車使用証明書（燃料）」のほかに給油伝票の写しを添えて、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、岩手町に支払を請求することはできません。
- 燃料代の請求は、様式第1号「選挙運動用自動車使用契約届出書」に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、様式第7号「選挙運動用自動車燃料代確認書」に記載された確認金額の範囲内に限られています。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

燃料代

販 売 年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販 売 金 額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
令和〇年〇月〇日	岩手〇〇〇 あ××-××	△△円×*. *ℓ =〇〇〇〇円			
年 月 日		円× ℓ = 円			
計		円	〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)の計欄又は(イ)の計欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び(ア)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。



様式第 17 号（第 6 条関係）

請 求 書  
 (選挙運動用自動車の運転手)

令和〇年〇月〇日

岩手町長 様

住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇

氏名（名称） 〇〇 〇〇 ㊟

選挙運動用自動車の運転手における公費について、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 〇〇,〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和6年7月7日執行 岩手町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 岩手 太郎
- 5 振込先

金融機関名	XXX 銀行 農協 労働金庫	本・支店(所)名	△△△支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇〇
フリガナ	〇〇 〇〇		
口座名義	〇〇 〇〇		

## 備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した様式第 12 号「選挙運動用自動車使用証明書（運転手）」を添えて、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩手町に支払を請求することはできません。

様式第 17 号別紙

## 請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により選挙運動用自動車を使用した場合)

運転手

雇用年月日	報酬 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備 考
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	12,500 円	〇〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	12,500 円	〇〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	12,500 円	〇〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	12,500 円	〇〇,〇〇〇円	
令和〇年〇月〇日	〇〇,〇〇〇円	12,500 円	〇〇,〇〇〇円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
令和 年 月 日	円	12,500 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

様式第 18 号（第 6 条関係）

請 求 書  
 (選挙運動用ビラの作成)

令和〇年〇月〇日

岩手町長 様

住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

氏名（名称） 株式会社〇〇印刷  
 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 8 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請 求 金 額 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選 挙 名 令和 6 年 7 月 7 日 執行 岩手町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 岩手 太郎

振込先

金融機関名	XXX 銀行 農 協 労働金庫	本・支店(所)名	△△△支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇インサツ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した様式第 8 号「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」及び様式第 13 号「選挙運動用ビラ作成証明書」とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩手町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本 1 枚（2 種類の場合には各 1 枚）を添付してください。

様式第 18 号別紙

## 請 求 内 訳 書

候補者氏名 岩手 太郎

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
000	000	00,000	7.73	1,600	12,368	000	000	00,000	

備考

- 1 D欄には、様式第8号「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 E欄には、A欄とC欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 F欄には、B欄とD欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第 19 号（第 6 条関係）

請 求 書  
（選挙運動用ポスターの作成）

令和〇年〇月〇日

岩手町長 様

住所（所在地） 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

氏名（名称） 株式会社〇〇印刷  
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

- 1 請求金額 〇〇,〇〇〇 円
- 2 内 訳 別紙請求内訳書のとおり
- 3 選挙名 令和 6 年 7 月 7 日執行 岩手町議会議員選挙
- 4 候補者の氏名 岩手 太郎

振込先

金融機関名	銀行 ××× 農協 労働金庫	本・支店(所)名	△△△支店
口座種別	普通・当座	口座番号	〇〇〇〇〇〇
フリガナ	カブシキカイシャ〇〇〇インサツ ダイヒョウトリシマリヤク 〇〇 〇〇		
口座名義	株式会社〇〇〇印刷 代表取締役 〇〇 〇〇		

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領した様式第 9 号「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」及び様式第 14 号「選挙運動用ポスター作成証明書」とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、岩手町に支払を請求することはできません。

請 求 内 訳 書

候補者氏名 **岩手 太郎**

選挙区におけるポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B	単価 C	枚数 D	金額 C×D	単価 E	枚数 F	金額 E×F	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	
<b>163</b>	<b>000</b>	<b>000</b>	<b>0,000</b>	<b>2,482</b>	<b>163</b>	<b>404,566</b>	<b>000</b>	<b>000</b>	<b>0,000</b>	

備考

- 「ポスター掲示場数」の欄には、様式第 9 号「選挙運動用ポスター作成証明書」のポスター掲示場数を記載してください。
- C 欄には、次により算出した金額を記載してください。  

$$\text{単価} = \frac{541 \text{ 円 } 31 \text{ 銭} \times \text{ポスター掲示場の数} + 316,250 \text{ 円}}{\text{ポスター掲示場の数}} \dots 1 \text{ 円未満の端数は切上げ}$$
- D 欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- E 欄には、A 欄と C 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- F 欄には、B 欄と D 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。
- E×F の欄に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数は 1 円としてください。

# 契 約 書

岩手町議会議員選挙候補者 岩手 太郎 (以下「甲」という。)と 株式会社△△△タクシー (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車種及び登録番号 乗用自動車 岩手〇〇〇 あ ××-××
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 5 契約金額 〇〇〇,〇〇〇 円 (消費税込)  
内訳 1日 〇〇,〇〇〇円 × 〇日間

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地

氏 名 岩手 太郎 ㊟

乙 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

名 称 株式会社△△△タクシー

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

## 契 約 書

岩手町議会議員選挙候補者 岩手 太郎 (以下「甲」という。)と 株式会社△△△タクシー (以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

- 1 使用目的 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車として使用する。
- 2 車種及び登録番号 乗用自動車 岩手〇〇〇 あ ××-××
- 3 台 数 1台
- 4 使用期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 5 契約金額 〇〇〇,〇〇〇 円 (消費税込)  
内訳 1日 〇〇,〇〇〇円 × 〇日間

## 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地

氏 名 岩手 太郎 ㊟

乙 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

名 称 株式会社△△△タクシー

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟



## 契 約 書

岩手町議会議員選挙候補者 岩手 太郎(以下「甲」という。)と 株式会社〇〇〇燃料店(以下「乙」という。)は、選挙運動用自動車の燃料供給について、次のとおり契約を締結する。

- 1 品 名 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の燃料供給(ガソリン)
- 2 供給対象の車両 岩手〇〇〇 あ ××-××
- 3 供給期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間
- 4 契約金額 1ℓあたり 〇〇〇円(消費税込)
- 5 給油所

乙の経営する給油所において供給し、甲が給油するときに乙は甲に給油伝票(自動車登録番号又は車両番号、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面)を交付するものとする。

## 6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条(供託物の没収)の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 7 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地

氏 名 岩手 太郎 ㊟

乙 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇

名 称 株式会社〇〇〇燃料店

代表者 代表取締役 〇〇〇〇 ㊟

## 契 約 書

【作成例】

岩手町議会議員選挙候補者 **岩手 太郎**(以下「甲」という。)と **〇〇 〇〇**(以下「乙」という。)は、次のとおり契約を締結する。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用自動車の運転
- 2 雇 用 期 間 **令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで 〇日間**
- 3 契 約 金 額 **〇〇〇,〇〇〇円 (1日につき〇〇,〇〇〇円)**
- 4 請求及び支払い

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 5 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 **岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地**

氏 名 **岩手 太郎 @**

乙 住 所 **〇〇県〇〇市〇丁目〇番地〇**

氏 名 **〇〇 〇〇 @**

## 契 約 書

【作成例】

岩手町議会議員選挙候補者 岩手 太郎(以下「甲」という。)と 株式会社〇〇印刷(以下「乙」という。)は、選挙運動用ビラの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用ビラの作成
- 2 数 量 〇〇〇 枚
- 3 納 入 期 限 令和〇年〇月〇日
- 4 契 約 金 額 〇〇〇,〇〇〇 円 (消費税込)
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 6 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和〇年〇月〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地

氏 名 岩手 太郎 ㊟

乙 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

名 称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

## 契 約 書

【作成例】

岩手町議会議員選挙候補者 岩手 太郎(以下「甲」という。)と 株式会社〇〇印刷(以下「乙」という。)は、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

- 1 業 務 内 容 公職選挙法に規定する選挙運動用ポスターの作成
- 2 数 量 〇〇〇 枚
- 3 納 入 期 限 令和 〇年 〇月 〇日
- 4 契 約 金 額 〇〇〇,〇〇〇 円 (消費税込)
- 5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額は、乙は、岩手町議会議員及び岩手町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき岩手町に請求するものとし、甲は、これに必要な手続きを遅滞なく行うものとする。なお、岩手町に請求する金額が契約金額に満たない場合には、甲は乙に対し当該不足金額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合には、乙は岩手町には請求することができない。

- 6 この契約に規定がない事項については、法令に従い甲乙協議の上、これを決定する。

令和 〇年 〇月 〇日

甲 岩手町議会議員選挙候補者

住 所 岩手町大字〇〇第〇番地〇〇番地

氏 名 岩手 太郎 ㊟

乙 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

名 称 株式会社〇〇印刷

代表者 代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟